

交通労働災害を防止しよう

神奈川県労働局・労働基準監督署

令和元年（平成31年）に神奈川県労働局管内にある事業場で発生した休業4日以上労働災害は、7,095件となっており、うち、交通事故による労働災害（以下「交通労働災害」という。）が480件発生しております。

交通労働災害は、「ハイヤー・タクシー業」、「新聞販売業」、「道路貨物運送業」、「社会福祉施設」、「バス業」において多く発生しており、全産業の約6割を占めていることから、これらの業種を「交通労働災害多発業種」として位置付け、交通安全対策への取組を強く求めています。また、交通労働災害における死亡災害は、昨年6件発生しておりますが、「建築工事業」、「道路貨物運送業」、「小売業」、「清掃・と畜業」、「港湾運送業」、「警備業」で発生し、交通労働災害多発業種以外の業種においても、交通事故による死亡災害が後を絶たない状況にあるため、全産業において、引き続き交通労働災害防止に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

交通労働災害の現状と対策への取組

・過去10年間の統計から、死亡災害は9月、11月、年末年始（12月、1月）に多く発生し、休業4日以上災害は梅雨期（6月、7月）、年末（12月）、年度末（3月）に集中して増加する傾向があります。また、本年は、死亡災害が既に5件発生しており、憂慮すべき状況となっております。

・昨年の死亡交通労働災害の主な原因は、運転操作の誤りや交差点内など右折時の事故によるものです。

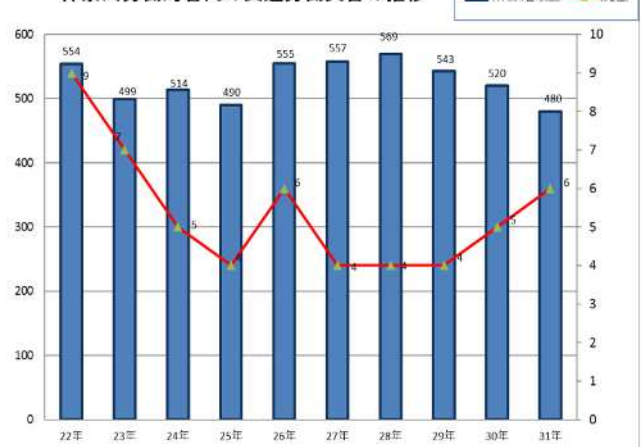
交通労働災害ワースト業種（ ）内は前年比

- 1位 ハイヤー・タクシー業・・・116件（-16件）
- 2位 新聞販売業・・・・・・・・・・56件（-10件）
- 3位 道路貨物運送業・・・・・・・・45件（-10件）
- 4位 社会福祉施設・・・・・・・・・・39件（+5件）
- 5位 バス業・・・・・・・・・・・・・・33件（-8件）

令和2年死亡交通労働災害発生概要（未確定）

- 6月 パッカー車によるごみ収集中、収集のため坂道に停車させていた無人のパッカー車が動き出し、止めようとした被災者が轢かれたもの。（清掃・と畜業）
- 6月 赤信号停車中の車列に10トントラックが突っ込んで合計4台の玉突き事故となり、車列最後尾にいた車の運転者が死亡したもの。（陸上貨物取扱業）
- 6月 高速道路を営業車（ライトバン）で走行中、追い越し車線で蛇行し中央分離帯に接触し裏返ったところに、後続車両が衝突したもの。（小売業）
- 7月 高速道路を走行中のワゴン車が、右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したもの。（土木工事業）
- 7月 残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを道路上で折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたもの。（その他の建設工事業）

神奈川県労働局管内の交通労働災害の推移



交通労働災害防止対策に取り組みましょう！

令和2年7月末日現在、休業4日以上労働災害は216件（うち死亡5件）（速報値）発生し、前年同期比-1件（死亡+3件）となっております。

すべての事業場において、交通労働災害防止に向けた取組をお願いします。

裏面の自主点検を実施して交通労働災害防止の取組をお願いします。



神奈川県労働局・労働基準監督署



(R2.8)

職場からはじめる交通労働災害防止対策の取組

各項目で「いいえ」があった場合、見直しに向けた取組をお願いします。

第1ステップ 経営トップの目的意識と管理体制等の整備

- 1 経営トップが方針、目標の表明を行った上で、交通労働災害防止対策をスタートしている。
- 2 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者(安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等)を選任し、役割、責任及び権限を付与した上、労働者に周知している。
- 3 安全委員会等の組織や朝礼等を利用して、交通労働災害防止活動を実施している。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第2ステップ 適正な労働時間等の管理、走行管理及び健康管理等

- 1 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)等を遵守し、無理のない適正な走行計画によって運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っている。
- 2 定期的に健康診断を実施し所見が認められた者に対する適切な就業上の措置、乗務開始前の点呼等により、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒など健康状態の確認・結果の記録、心身両面にわたる健康の保持増進を継続的に実施するなど適切な健康管理を行っている。
- 3 陸運事業者及び荷主(特に、製造業及び建設業、スーパー等の小売業、物流業の元請等)は、事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保した到着時間の設定及び安全な走行計画を作成している。
- 4 荷の過積載、偏過重が生じないよう適正な積載とともに、荷崩れ等の防止の措置を行っている。
- 5 走行前の車両点検と補修等を実施するほか、走行中の異常時の対応をあらかじめ決めている。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第3ステップ 交通安全教育の実施と災害防止に対する意識の高揚

- 1 交通法規、自動車運転者の改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行っている。
- 2 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める認定制度を導入している。
- 3 ワゴン車等で送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせるようにしている。
- 4 運転業務以外の業務の勤務終了後に労働者に自動車等を運転させる場合には、疲労に配慮して他の業務の軽減等を実施している。
- 5 ポスター掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図っている。
- 6 警察等からの交通事故発生情報、デジタコ情報、ヒヤリ・ハット事例等を活用した「交通安全情報マップ」を作成し、職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図っている。

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

はい・いいえ

第4ステップ わが社の交通労働災害防止目標

目標を定めて取り組んでください。

交通事故無災害目標	交通労働災害 _____ 日以上 連続無災害へ挑戦!
重点事項	
事業者からのメッセージ	

注意: 無災害目標は、過去の社内記録を参考に無理のない目標を設定し全労働者が見やすい個所へ掲示してください。

お問い合わせは、神奈川労働局労働基準部安全課(045-211-7352)までお願いします。